

成年後見制度に関する要点の説明

○ 制度や手続の内容について

後見申立てセットの「成年後見制度と後見人の職務について」（3ページ以後）をよく読んで、制度や手続を理解してください。

また、申立てに際しては、さまざまな機関から書類を取り寄せていただく必要があります。

区役所や市役所等役場では、Ⅱのピンク色のページを、
法務局では、Ⅱの水色のページを、
それぞれ持参して確かめながら、申請手続をしてください。

本人の主治医には、Ⅲの薄緑色のページを参考に、診断書などを作成してもらってください。

○ 誰を後見人に選任するのか？

後見人を誰にするかは、本人の心身の状態、生活及び財産の状況その他一切の事情を踏まえ、長期間にわたって本人の利益となるように裁判所が決定します。そのため、親族の方を後見人候補者に挙げたとしても、その方が後見人に選任されるとは限りません。

11ページに例示していますが、裁判所は様々な事情を総合的に考慮し、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職を後見人に選任し、あるいは後見人候補者を後見人に選任した上で、あわせて専門職を後見監督人に選任することがあります。なお、後見人・後見監督人は報酬を請求できますが、報酬額は、家庭裁判所が公正な立場から決定し、本人の財産の中から支払われることとなります。

○ 本人の財産保護等のための方法について

本人に相当額の財産があるときや、多額の金銭を受け取る予定があるときには、本人の財産上の権利・利益を守るために、次のいずれかの方法を利用していただく可能性が高いと考えられます。

I. 専門職を 成年後見人 または 成年後見監督人 に選任する

又は

II. 後見制度支援信託 という仕組みを利用する（保佐・補助を除く）

後見制度支援信託とは、本人の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭を預貯金として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託して、払戻しの場合には、家庭裁判所の発行する指示書を必要とする仕組みです。この仕組みにより、本人の財産の適切な管理・利用を行うことがで

きます。

京都家庭裁判所後見センターでは、成年後見制度を利用する本人の財産の適切な管理・利用のため、後見開始の審判の申立てのあるものについて、また、既に親族後見人が選任されているものについても、一定額（平成28年4月時点では、流動資産額1200万円としていますが、今後、見直しをする可能性があります。）以上の財産がある場合には、一律に、後見制度支援信託の利用を促しています。

なお、一定額以上の財産がある場合で、後見制度支援信託を利用しない場合には、専門職後見人又は専門職後見監督人が継続的に関与することなどが考えられます。

○ 申立後の取下げは、家庭裁判所の許可が必要です。

成年後見等開始の審判の申立てについては、家庭裁判所の許可を得なければ取り下げる（途中で手続をやめる）ことができません。したがって、後見人の選任に関する不満（候補者が後見人に選任されない、後見監督人が選任されるなど）を理由とした取下げは、不許可になる可能性が高いと考えられます。

○ 申立てのきっかけとなった問題が解決しても…

保険金の受取りや遺産分割など、申立てのきっかけとなった問題が解決し申立ての直接の目的を遂げても、本人の判断能力が回復して手続が取り消されたり、本人が死亡するまでは手続は続き、後見人の職務・責任も続きます。

○ 家庭裁判所による監督について

後見人は、原則として1年ごとに自主的に家庭裁判所に報告書や財産目録、通帳の写し等の裏付け資料を提出し、裁判所の監督を受けることとなります。報告内容に問題がある場合には、裁判所に来庁していただき直接説明をうかがうこともあります。

したがって、普段から関係する資料(領収書や契約書など)を適切に保管し、必要な範囲で後見人としての仕事の内容を残しておく必要があります。

○ 申立書提出前の点検、事情聴取日時の予約

必要な書類がそろっているかどうかを、封筒裏面記載のチェックリストで確認してください。必要な書類が全てそろった目途が立ちましたら、京都家庭裁判所後見センターに電話連絡し、事情聴取の日時の予約をしてください。

予約状況によっては、必ずしもご希望どおりにならないことがあります。

予約ができましたら、京都家庭裁判所後見センターに必要な書類等一式を、原則として予約日の1週間前までに提出してください（持参・郵送いずれも可）。